

Stain のある織物の輸出申告数量について

蔵関第 1957 号
昭和 44 年 6 月 10 日

Stain のある織物の輸出申告数量については、下記のように決定したので、昭和 44 年 6 月 16 日より実施されたい。

（注）昭和 44 年 2 月開催の輸出関税審査官会議で討議

記

Stain のある織物の輸出申告数量は、Stain 部分を含めた数量（輸出総数量）とする。

なお、輸出申告価格は、従来どおり実際の決済金額（FOB 価格をいう。）とする。